

議長の交際費執行状況の市議会ホームページ掲載基準

1. 趣旨

議長交際費は、議会の円滑な運営を目的とし、議長及び副議長が議会を代表し、対外的な活動をするために要する経費です。その執行状況をホームページに公表するにあたり、掲載基準を次のとおり定めます。

2. 掲載内容

(1) 支出月日

(2) 支出件名

(3) 支出区分(「慶弔等」、「賛助」、「表敬・贈呈等」、「諸会議・協議等」、「国際交流費」、「その他」)

(4) 支出金額

※慶弔等の相手方氏名は原則公開としています。

3. 支出区分の内容

慶弔等・・・祝賀会・記念式典等参加費、香典・弔花代、傷病等に対する見舞金として支出される経費

賛助・・・各種団体が行う催し等への賛助に際し支出される経費

表敬・贈呈等・・・議会への表敬贈呈に係る経費

諸会議・協議等・・・各種会議への参加費、議会関係者との協議にかかる経費等

国際交流費・・・諸外国との交流事業に係る経費

その他・・・上記以外に支出される経費(名刺代等)

4. 掲載時期

毎月15日までに前月分をまとめて掲載します。

5. 掲載基準の適用

本基準は、平成22年1月1日以降の議長交際費の支出から適用します。

6. 備考

この掲載基準は、社会経済状況の変化等に留意し、必要に応じて適宜見直しを行います。

また、本市では市情報公開条例により、議長交際費執行状況の情報公開請求があった場合、プライバシーの保護について特段の配慮が必要な場合等を除いて、相手方氏名は原則公開としています。

平成23年12月5日一部改正